

○経済産業省告示第五十三号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正する。

令和四年三月十八日

経済産業大臣 萩生田光一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前	一・二 「略」	一・二 「略」	〔削る〕
		三 居住者による特定資本取引（外国為替令第十四条第二号に掲げる契約、同条第三号に掲げる契約のうち輸出に係るもの又は同		

条第四号及び第五号に掲げる契約のうち工業所有権に係るものに基づく債権の発生等に係る取引に限る。）であつて、次に掲げる者との間で行うもの

イ　輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体として外務大臣が定めるもの（国際平和のための国際的努力に我が国として寄与するため講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件（令和四年外務省告示第八十二号）で定めるものをいう。）との間で行うもの

ロ　輸出等に係る禁止措置の対象となる

ベラルーシ共和国の団体として外務大

臣が定めるもの（国際平和のための国
際的な努力に我が国として寄与するた

めに講ずる輸出等に係る禁止措置の対

象となるベラルーシ共和国の団体を指
定する件（令和四年外務省告示第百四
号）で定めるものをいう。）

三 「略」

備考 表中の「」は注記である。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十

四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件の一部を改正する件（令和四年経済産業省告示第四十二号）の全部を次のとおり改正する。

附則第二項を次のように改める。

2　外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件（令和四年経済産業省告示第三十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2　外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引の一部を改正する件（令和四年経済産業省告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項第二号を次のように改める。

二　附則を次のように改める。

1　この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め

る日から施行する。

一 第二号ルの規定中、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるロシア連邦の団体及び個人を指定する件（令和四年外務省告示第七十九号。以下「ロシア告示」という。）別表1に掲げる団体又は別表2に掲げる個人に係るもの　当該団体又は当該個人がロシア告示により指定された日

二 第二号ルの規定中、ロシア告示別表3に掲げる団体（バンク・ロシアを除く。）に係るもの　当該団体がロシア告示により指定された日から起算して三十日を経過した日

三 第二号ルの規定中、バンク・ロシアに係るもの　令和四年三月二十八日

四 第二号ヲの規定中、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となるベラルーシ共和国の個人及び団体を指定する件（令和四年外務省告示第九十一号。以下「ベラルーシ告示」という。）別表1に掲げる個人又は別表2に掲げる団体に係るもの　当該個人又は当該団体がベラルーシ告示により指定された日

五 第二号ヲの規定中、ベラルーシ告示別表3に掲げる団体に係るもの 当該団体がベラ
ルーシ告示により指定された日から起算して三十日を経過した日

2 この告示の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。